

規範

株式発行無効の訴え（828条1項2号）には無効原因について明文の規定がないが、株式発行は多数の法律関係を形成するため取引の安全を考慮して無効原因は重大な瑕疵がある場合に限られると解すべきである。

公開会社の新株発行についての無効原因

公開会社においては原則として取締役会決議で新株発行が可能である（201条1項、199条2項）し、株式が点々流通する機会が多いので取引の安全に配慮する必要性が高い。

したがって、既存株主の保護は基本的に事前の差止（210条）によって実現すべきであるから、差止請求の機会が奪われているような場合には重大な法令・定款違反として無効となると解すべきである。

非公開会社の新株発行についての無効原因

非公開会社では新株発行に株主総会の特別決議（199条2項、309条2項5号）が必要であり、既存株主の利益保護に重きを置いている。また、公開会社と比べると株式が点々流通する機会も少なく、取引の安全に配慮する必要性が小さい。

したがって、株主総会の決議を欠いた新株発行は重大な瑕疵に当たり、無効原因になると解すべきである。

Point

- 判例が考慮しているのは取引の安全が害される「可能性」があることであって、現に害されることではない。
- 新株予約権発行の無効原因は募集株式発行の無効原因と平行に考えられている。
- 募集事項を定めた取締役会決議や株主総会決議に無効・取消事由がある場合、新株発行の無効原因にもなり得る。この場合、株主総会取消の訴えの提訴期間内（3か月）以内であれば、新株発行無効の訴えを提起して、その訴えの中で決議に取消事由があることを主張できる。

瑕疵	無効原因となるか
（公開会社）募集事項の適法な通知・公告はある（201条3項、4項）が、株式発行のために必要な取締役会決議や株主総	既存株主は、新株発行の差止（210条柱書）を請求することができる。したがって、募集事項に関して適法な通知・公告（201条3項、4項）が存在する場合は、差止の機会が与えられているため、重大な

会決議を欠いている場合（決議が取り消されるべき場合を含む）	<u>法令、定款違反とは言えず、無効原因とはならない。</u>
（公開会社）適法な募集事項の通知・公告を欠く場合	既存株主が新株発行の事実を知ることができず、 <u>事前の差止めの機会が奪われているから、重大な法令違反として無効原因となる。</u> ただし、通知・公告を欠くこと以外の瑕疵がない場合は、手続的瑕疵に過ぎないから、無効原因とはならない。
（公開会社）支配権移転（206条の2）の通知・公告（同条第1項、2項）を欠く場合	既存株主が新株発行に反対する機会（206条の2第4項）が奪われているため、 <u>重大な法令違反として無効原因となる。</u>
（公開会社）支配権移転（206条の2）の株主総会決議（同条4項）を欠く場合	有効説、無効説いずれでもよい。 <u>【有効説】206条の2の通知・公告があれば既存株主には差止請求の機会が与えられているから、新株発行の無効原因とはならない。</u> <u>【無効説】206条の2の趣旨は経営支配権の移転に株主の意向を反映させる点にあるから、株主総会決議を欠くことは法の趣旨を没却する重大な違法である。</u> 加えて、206条の2に規定する通知・公告が行われていたとしても <u>株主が差止請求をすることは現実に難しいから、新株発行の無効原因になると解すべきである。</u>

過去問（司法）：H19, H23, H25, H27, R2, R8

過去問（予備）：H26, R5, R7